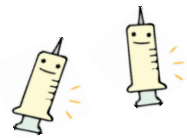


こどもの予防接種のお知らせ(令和8年4月現在)

こどもは成長するまでにたくさんの病気にかかりますが、予防接種で予防できる病気もあります。予防接種でみんなが免疫を持つことは、病気のまん延防止、感染症の根絶につながります。定期予防接種は生後2月から接種できます。お早めに予防接種医にご相談ください。事前に医療機関に予約が必要です。



対象者：鈴鹿市に住民登録があり、下記に該当する方

接種費用：公費負担（定期接種の対象月・年齢・回数・間隔内に限る）

接種場所：予防接種実施医療機関（全て個別接種です。裏面参照）

持ち物：鈴鹿市の予診票・母子健康手帳・マイナンバーカード等

[定期予防接種]

予防接種の種類		接種回数	対象月・年齢	標準的な接種期間	接種間隔
ロタウイルス	ロタリックス	2回	出生6週0日後から 24週0日後	初回接種は 生後2か月から 出生14週6日後まで	27日以上
	ロタテック	3回	出生6週0日後から 32週0日後		
B型肝炎	1回目	1回	生後12月末満	生後2～9月末満	27日以上
	2回目	1回			
	3回目	1回			
小児用肺炎球菌	初回	3回	生後2～60月末満 (※)接種開始時の月齢によって 接種回数等が異なります。	生後2～7月末満	27日以上
	追加	1回		生後12～15月末満	初回接種終了後60日以上 の間隔をおいて、生後1 2月に至った日以降
五種混合 (ジフテリア・百日咳・ 破傷風・ポリオ・ヒブ)	初回	3回	生後2～90月末満	生後2～7月末満	20日以上
	追加	1回		第1期初回接種終了後 6～18月の間隔をおく	初回接種終了後 6日以上
BCG		1回	生後12月末満	生後5～8月	
MR (麻しん・風しん)	第1期	1回	生後12～24月末満		
	第2期	1回	令和8年度の対象者：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの方 対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで		
水痘 (水ぼうそう)	1回目	1回	生後12～36月末満	生後12～15月末満	
	2回目	1回		1回目終了後、 6～12月の間隔をおく	1回目終了後3月以上
日本脳炎	第1期初回	2回	生後6～90月末満 特例措置があります※1	3歳	6日以上
	第1期追加	1回		4歳	第1期初回2回目終了後 6日以上
日本脳炎	第2期	1回	9歳～13歳未満 特例措置があります※1	9歳	
DT (ジフテリア・破傷風)	第2期	1回	11歳～13歳未満	11歳	
HPV(ヒトパピロー マウイルス)9価	接種開始年齢により 2回もしくは3回		小学6年生～高校1年生 相当の女の子	中学1年生	接種回数により異なります

※1日本脳炎特例措置

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの20歳未満の方で、第1期・第2期の接種を受けていない方

20歳未満の間に、第1期・第2期の不足分を特例措置(公費)で接種できます。

日本脳炎特例措置で接種を受ける場合は、専用の予診票が必要です。対象者の母子健康手帳・本人確認書類を持って、地域医療推進課にお越しください。

[妊婦の定期予防接種]

RSウイルス母子免疫ワクチン	対象者 妊娠28週から36週の間にある妊婦
----------------	---------------------------------

鈴鹿市ウェブサイト
「こどもの予防接種」



<http://www.city.suzuka.lg.jp/kosodate/kodomokenko/1009538/index.html>